

社会福祉統計等調査費の交付に係る取扱要綱

- 1 知事は、市長が執行する国民生活基礎調査、社会保障制度企画調査および厚生労働統計調査（以下、「統計調査」という。）について、国の算定基準に基づき算出した額を予算の範囲内において「社会福祉統計等調査費」として概算により交付することができるものとする。
- 2 知事は、前項に基づく額を社会福祉統計等調査費として、交付決定を行うものとする。
- 3 市長は、前項の交付決定に基づき、知事あて社会福祉統計等調査費の請求書（別紙様式第1号）を提出するものとする。
- 4 社会福祉統計等調査費は、統計調査以外の目的に使用してはならない。
- 5 社会福祉統計等調査費の交付対象経費は、統計調査に必要な下記の経費とする。
 - （1）旅費（連絡旅費、会議出席旅費、講習会出席旅費）
 - （2）庁費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）
雑役務費（通信運搬費）
使用料及び賃貸料
- 6 社会福祉統計等調査費は、統計調査間での経費の流用を行うことができないものとする。
- 7 知事は、社会福祉統計等調査費の支出について不相当と認めるとき、または、交付金に余剰を生じたときは、その額を返納させるものとする。
- 8 知事は、必要があると認めたときは、社会福祉統計等調査費の経理状況について、調査を行い、または、資料の提出を求めることができる。
- 9 社会福祉統計等調査費の精算については、当該年度終了後別に定める日までに知事あて精算書（別紙様式第2号）を提出するものとする。

付 則

この要綱は、平成24年3月15日から施行し、平成23年度の社会福祉統計等調査費の交付から適用する。

この要綱は、令和2年3月2日から施行し、平成31年度の社会福祉統計等調査費の交付から適用する。